



魚 津 市
上下水道局水道課

平成23年度 水質検査計画



増設した中区(ちゅうく)配水池と横枕浄水場

魚津市上下水道局水道課

水質検査計画とは

水質検査は水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水道における水質管理の中核をなすものです。

本水質検査計画は、魚津市上下水道局が計画的な水質管理を行うため、法令の内容に基づき定めたものです。

目次

1. 基本方針	(P-2)
2. 水道事業の概要	(P-2, P-3)
3. 水源の水質状況と管理	(P-4～P-6)
4. 水質検査項目	(P-7～P-11)
5. 水質検査の頻度	(P-12, P-13)
6. 臨時の水質検査	(P-14)
7. 水質検査の方法	(P-14)
8. 水質検査計画の実施に配慮すべき事項	(P-14, P-15)
9. 検査経過及び検査結果の公表	(P-15)

1. 基本方針

『安全でおいしい水』を確実にみなさまにお届けするため、法令に規定されている水質基準項目に加え、この水質検査計画に入れることが望ましいとされている水質管理目標設定項目と、さらに水源の水質に応じて独自に設定した項目について必要な頻度で検査します。

2. 水道事業の概要

本市の水道は、9ヶ所の取水施設（井戸）を水源とした上水道事業と、各施設に水源を持つ9ヶ所の簡易水道事業と1ヶ所の飲料水供給施設で構成され、各家庭等に給水しています。

（1）給水状況 （平成21年度末現在）

【上水道】

給水人口 38,432人

計画給水人口 42,900人

計画1日最大給水量 28,400m³

1人1日最大給水量 662^{リットル}

1人1日平均給水量 347^{リットル}

【簡易水道・飲料水供給施設】

給水人口 1,682人

計画給水人口 2,602人

計画1日最大給水量 747.6m³

給水人口計 40,114人

行政区域内人口 45,429人

普及率 88.3%

※各人口は外国人を含む年度末人口

(2) 浄水施設・水源の概要

浄水場名・水源名	所在地	水源の種別	浄水方法	備考
【上水道】				
横枕浄水場	魚津市横枕			
道坂第2	魚津市道坂	深井戸（深さ80m）	消毒のみ	
道坂第3		深井戸（深さ80m）		
道坂第4		深井戸（深さ80m）		
道坂第5		深井戸（深さ49.5m）		
横枕第1	魚津市横枕	深井戸（深さ80m）		
横枕第2		深井戸（深さ47m+33m）		
横枕第3		深井戸（深さ75m）		
貝田第2	魚津市島尻	深井戸（深さ51.5m）		
松倉	魚津市鹿熊	深井戸（深さ36m）		

浄水場名・水源名	所在地	水源の種別	浄水方法	備考
【簡易水道】				
日尾	魚津市日尾	深井戸（深さ33m）	消毒のみ	
東城	魚津市東城	深井戸（深さ70m）		
黒沢	魚津市黒沢	深井戸（深さ110m）		
島尻	魚津市島尻	深井戸（深さ50m）		配水池で混合
		湧水		
東蔵	魚津市東蔵	深井戸（深さ53m）		
小菅沼	魚津市小菅沼	湧水		
鉢	魚津市鉢	深井戸（深さ50m）		
升方	魚津市升方	深井戸（深さ140m）		
長引野	魚津市長引野	深井戸（深さ91m）		

浄水場名・水源名	所在地	水源の種別	浄水方法	備考
【飲料水供給施設】				
平沢	魚津市平沢	湧水	消毒のみ	

3. 水源の水質状況と管理

(1) 上水道

①横枕浄水場

片貝川沿いの8ヶ所の深井戸を水源としています。

②鹿熊配水区

早月川沿いの深井戸を水源としています。

- ・原水の状況

大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。

- ・水質管理について

浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

(2) 簡易水道

①日尾地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況

大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。

- ・水質管理について

浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

②東城地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況

大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。

- ・水質管理について

浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

③黒沢地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況

大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。

- ・水質管理について

浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

④島尻地区

深井戸と湧水を水源としています。

- ・原水の状況

大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸および湧水の水源です。

- ・水質管理について

浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

⑤東蔵地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況

大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。

- ・水質管理について

浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

⑥小菅沼地区

湧水を水源としています。

- ・原水の状況

大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な湧水の水源です。

- ・水質管理について

浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

⑦鉢地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況

大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。

- ・水質管理について

浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

⑧升方地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況

大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。

- ・水質管理について

浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

⑨長引野地区

深井戸を水源としています。

- ・原水の状況

大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な深井戸の水源です。

- ・水質管理について

浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

(3)飲料水供給施設

①平沢地区

湧水を水源としています。

- ・原水の状況

大腸菌などの細菌類による汚染も見られない、非常に良好な湧水の水源です。

- ・水質管理について

浄水処理は水源水質が良好であるので塩素消毒のみです。適切な浄水処理を行い安全で良質な水道水の供給に努めています。

※原水＝水源地から取水した水で、消毒などの処理を行う前の水

※浄水＝塩素消毒などの処理を行った水

※消毒方法は次亜塩素酸ナトリウムを注入することにより行っています。

4. 水質検査項目

魚津市上下水道局では、安全で良質な水道水を供給するために、給水区域内の水道水について定期的な水質検査を行います。

検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造などを考慮して、適切に判断することが出来る場所を選定します。

(1) 毎日検査項目 (3 項目)

水道法施行第 15 条第 1 項の規定により、水道水が常に安全であることを確認するため、毎日検査を行うことが義務付けされている項目です。

水の色・濁りに異常がなく、消毒の残留効果が 0.1mg/L 以上であるかを、上水道給水区域の下記の代表的な 3 地点の給水栓において、1 日に 1 回の以上の検査を実施

※ 上水道の採水地点

高区配水区域 大海寺野

低区配水区域 経田西町・緑町

(2) 水質基準項目 (50 項目)

水道法第 4 条第 2 項の規定に基づき、水質基準に関する省令で規定する基準に適合していることが義務付けされている項目です。(P-9 参照)

浄水に関しては、基準項目からかび臭を除いた 48 項目を対象に、上水道給水区域の下記の代表的な 7 地点と各簡易水道施設毎の 1 地点の給水栓において、過去 3 年間の検査結果に基づいた頻度で、検査を実施します。

※ 上水道の採水地点

高区第 1 配水区域 坪野・蛇田

高区第 3 配水区域 大海寺野

高区第 4 配水区域 石垣平

低区配水区域 経田・三ヶ

鹿熊配水区域 鹿熊

原水に関しては、基準項目から消毒副生成物とかび臭を除いた 37 項目を対象に、上水道・簡易水道・飲料水供給施設の各水源において、1 年に 1 回以上の検査を

(3) 水質管理目標設定項目 (27 項目)

(2)には含まれず、評価値が暫定であったり、検出レベルは高くないものの、水道水質管理上注意喚起すべき項目です。(P-10 参照)

原水に対して、27 項目のうち農薬類 10 種類を含めた、15 項目・24 物質を対象に、検査を実施します。

(4) 要検討項目 (41 項目)

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から(2)、(3)に分類できない項目です。(P-11 参照)

原水に対して、41 項目のうち 25 項目を対象に、検査を実施します。

(3)・(4)に関しては、水道水源の水質監視として「富山県水道水質管理計画」(平成 17 年 3 月最終改正)に基づき県厚生部と協力して実施します。採水箇所は、取水量が多く、周辺環境などを勘案し、上水道の道坂第 4 水源とします。水源は地下水(深井戸)を用いているため、同計画第 4-1-(4)より、検査頻度は 2 年に 1 回以上行います。(今年度は未実施、24 年度に実施予定)

(5) クリプトスポリジウム指標菌検査

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物に関しては、平成19年4月11日より適用の「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき対策を実施します。

魚津市においては、上水道・簡易水道の原水から指標菌を検出したことがなく、地表水等が混入しない被圧地下水及び湧水を水源としているため、当面のクリプトスポリジウム等による水質汚染の可能性が低いと判断します。したがって、上水道・簡易水道・飲料水供給施設の各水源において、3ヶ月に1回以上の指標菌検査で対応します。

① リスクレベル1

(クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)の地点

原水から指標菌が検出したことがなく、地表水などが混入しない被圧地下水のみを原水としている施設	
上水道	9箇所（道坂第2・第3・第4・第5、横枕第1・第2・第3、貝田第2、松倉）
簡易水道	7箇所（日尾・東城・黒沢・東蔵・鉢・升方・長引野）

② リスクレベル2

(当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)の地点

原水から指標菌が検出したことがなく、地表水などが混入しない被圧地下水以外の水を原水としている施設	
簡易水道	2箇所（島尻・小菅沼）
飲料水供給施設	1箇所（平沢）

※クリプトスポリジウム

人間や牛などの小腸に寄生する原虫です。この原虫は大腸菌の約69万倍もの塩素抵抗性があるといわれており、通常の塩素濃度での消毒では死滅しません。熱に弱く、沸騰させることで消毒できます。水道水がクリプトスポリジウム等に汚染された恐れがある場合には、浄水場からの送水を停止したうえで、汚染原水からの取水停止、水源の切り替えなどを実施します。その後、配水管等の洗浄を十分に行った上で、クリプトスポリジウム等の有無の検査により、飲用水としての利用に支障がないと判断された場合に給水を再開します。

※指標菌

大腸菌及び嫌気性芽胞菌のことです。水道原水の糞便による汚染の指標として有効なため、その感染経路から、原水にいずれかが検出された場合には、原水中にクリプトスポリジウム等が混入する恐れがあるということになります。

水質基準項目（50項目）

（基準省令）平成15年厚生労働省令第101号
（一部改正）平成23年 1月28日 健発0128第2号

No.	項目	基準値	定量下限値	備考	検査回数	検査回数の減	検査の省略
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	-	病原生物	概ね1ヶ月に1回以上	不可	
2	大腸菌	検出されないこと	-				
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/L以下	0.0003	重金属	概ね3ヶ月に1回以上	可(※1)	可(※3)
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/L以下	0.00005				
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/L以下	0.001				
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下	0.001				
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/L以下	0.001				
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05mg/L以下	0.005				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/L以下	0.001	無機物・消毒副生成物		不可	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1	無機物		可(※1)	可(※3)
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/L以下	0.05				
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	0.1				
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0001	一般有機物			
14	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005				
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001				
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001				
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001				
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001				
19	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.0005	消毒副生成物		不可	不可
20	塩素酸	0.6mg/L以下	0.06				
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002				
22	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.001				
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	0.002				
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001				
25	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001			可(※3)	不可
26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.001				
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	0.002				
28	ブロモジクロロメタン	0.3mg/L以下	0.001				
29	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001				
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008				
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/L以下	0.005	着色		可(※1)	可(※3)
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/L以下	0.02				
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下	0.03				
34	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下	0.005				
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/L以下	0.1	味			
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/L以下	0.005	着色			
37	塩化物イオン	200mg/L以下	0.2	味	概ね1ヶ月に1回以上	可(※2)	不可
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	0.5		概ね3ヶ月に1回以上	可(※1)	可(※3)
39	蒸発残留物	500mg/L以下	50				
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02	発泡	概ね1ヶ月に1回以上	不可	可(※4)
41	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001	かび臭			
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001	発泡	概ね3ヶ月に1回以上	可(※1)	可(※3)
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005				
44	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下	0.0005	臭気	概ね1ヶ月に1回以上	可(※2)	不可
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.5	味			
46	pH値	5.8以上、8.6以下	-	基礎的性状			
47	味	異常でないこと	-				
48	臭気	異常でないこと	-				
49	色度	5度以下	1				
50	濁度	2度以下	0.1				

- ※1 水源周辺の状況などから、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）であり、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以下である場合は概ね1年に1回以上、基準値の10分の1以下である場合は概ね3年に1回以上とすることが出来る。（規則第15条1項3号）
- ※2 自動測定機器により連続して測定・記録をしている場合、概ね3ヶ月に1回以上とすることが可能。（規則第15条1項3号イ）
- ※3 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況、並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。（規則第15条1項4号）
- ※4 水源における当該物質を産出する藻類の発生状況から（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合を除き）、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。（規則第15条1項3号ロ）

水質管理目標設定項目（27項目 129物質）

平成15年10月10日 健発1010004号
(一部改正) 平成23年 1月28日 健発0128第2号

No.	項目	目標値	定量下限値	備考
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して0.015mg/L以下	0.001	無機物 / 重金属
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して0.002mg/L以下(暫定)	0.0002	
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して0.01mg/L以下(暫定)	0.001	
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/L以下 (暫定)	0.005	
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.0004	一般 有機物
6	欠番			
7	欠番			
8	トルエン	0.4mg/L以下	0.001	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/L以下	0.01	消毒 副生成物
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	-	
11	欠番			
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	-	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	0.002	農薬
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	0.002	
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として,1以下	1	
16	残留塩素	1mg/L以下	-	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) *	10mg/L以上、100mg/L以下	0.5	臭気
18	マンガン及びその化合物 *	マンガンの量に関して0.01mg/L以下	0.005	味
19	遊離炭酸	20mg/L以下	-	味
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	0.001	臭気
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	0.001	一般有機物
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	-	味
23	臭気強度(TON)	3以下	-	臭気
24	蒸発残留物 *	30mg/L以上、200mg/L以下	-	味
25	濁度 *	1度以下	0.1	基礎的性状
26	pH値 *	7.5程度	-	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	-	
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	-	病原生物
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.001	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.1mg/L以下	0.02	着色

備考：項目中の「*」印は水質基準項目との重複項目であることを示す。

農薬類（水質管理目標設定項目 15） 魚津市 検査項目(以下10項目)

No.	項目	目標値	定量下限値	用途
	総農薬方式 ※	1以下	1	
農7	フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L未満	0.00003	殺虫剤
農21	アセフェート	0.08mg/L未満	0.0008	殺虫剤
農24	トリクロロホン(DEP)	0.03mg/L未満	0.0003	殺虫剤
農32	フルトラニル	0.2mg/L未満	0.001	殺菌剤
農51	フサライド	0.1mg/L未満	0.001	殺菌剤
農70	エトフェンプロックス	0.08mg/L未満	0.0008	殺虫剤
農79	エチルチオメトン	0.004mg/L未満	0.00004	殺虫剤
農81	フェントエート(PAP)	0.004mg/L未満	0.00004	殺虫剤
農87	トリシクラゾール	0.08mg/L未満	0.0008	殺菌剤
農100	トリフルラリン	0.06mg/L未満	0.0006	除草剤

※ 総農薬方式

・各農薬について、検出値を目標値で割った値の和が1を超えないこととするもの。

$$DI = \sum_i \frac{DV_i}{GV_i}$$

DI：検出指標値

DV_i：農薬_iの検出値

GV_i：農薬_iの目標値

要検討項目（41項目）

平成16年 1 月22日 健水発第0122002号
(一部改正)平成23年 1月28日 健発0128第2号

No.	項目	目標値	定量下限値	備考
1	銀	－	0.001	無機物 / 重金属
2	バリウム	0.7mg/L以下	0.07	
3	ビスマス	－	0.001	
4	モリブテン	0.07mg/L以下	0.007	
5	アクリルアミド	0.0005mg/L以下	－	一般 有機物
6	アクリル酸	－	0.002	
7	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L以下（暫定）	－	
8	エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L以下（暫定）	－	
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5mg/L以下	0.005	
10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下（暫定）	0.0004	
11	塩化ビニル	0.002mg/L以下	0.001	
12	酢酸ビニル	－	0.001	
13	2,4-トルエンジアミン	－	0.0005	
14	2,6-トルエンジアミン	－	0.0005	
15	N,N-ジメチルアニリン	－	0.001	
16	スチレン	0.02mg/L以下	0.001	
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L（暫定）	－	
18	トリエチレンテトラミン	－	0.01	
19	ノニルフェノール	0.3mg/L以下（暫定）	－	
20	ビスフェノールA	0.1mg/L以下（暫定）	－	
21	ヒドラジン	－	0.005	
22	1,2-ブタジエン	－	0.00001	
23	1,3-ブタジエン	－	0.00001	
24	フタル酸ジ（n-ブチル）	0.2mg/L以下（暫定）	0.01	消毒 副生成物
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L以下（暫定）	0.01	
26	ミクロキスチン-LR	0.0008mg/L以下（暫定）	－	
27	有機すず化合物	0.0006mg/L以下（暫定）(TBTO)	－	
28	ブロモクロロ酢酸	－	0.01	
29	ブロモジクロロ酢酸	－	0.01	
30	ジブロモクロロ酢酸	－	0.03	
31	ブロモ酢酸	－	0.005	
32	ジブロモ酢酸	－	0.005	
33	トリブロモ酢酸	－	0.05	
34	トリクロロアセトニトリル	－	0.002	
35	ブロモクロロアセトニトリル	－	0.002	
36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L以下	0.002	
37	アセトアルデヒド	－	0.002	
38	MX(3-クロロ-4-ジクロロメチル-5-ヒドロキシ-2(5H)-フラン)	0.001mg/L以下	－	測定精度の向上 を検討中
39	クロロビクリン	－	0.001	
40	キシレン	0.4mg/L以下	0.001	一般有機物
41	過塩素酸	0.025mg/L以下	0.0025	

5. 水質検査の頻度

水質検査を行う項目と検査頻度は次のとおりです。

(1) 毎日検査項目

No.	項目名	年間検査回数		No.	項目名	年間検査回数	
		浄水	原水			浄水	原水
1	色	毎日	－	3	消毒の残留効果	毎日	－
2	濁り	毎日	－				

(2) 水質基準項目

No.	項目名	年間検査回数		No.	項目名	年間検査回数	
		浄水	原水			浄水	原水
1	一般細菌	12	1	26	総トリハロメタン	4	－
2	大腸菌	12	1	27	トリクロロ酢酸	4	－
3	カドミウム及びその化合物	4	1	28	ブロモジクロロメタン	4	－
4	水銀及びその化合物	1/3	1	29	ブロモホルム	4	－
5	セレン及びその化合物	1/3	1	30	ホルムアルデヒド	4	－
6	鉛及びその化合物	1/3 ※2	1	31	亜鉛及びその化合物	1/3	1
7	ヒ素及びその化合物	1/3	1	32	アルミニウム及びその化合物	1/3	1
8	六価クロム化合物	1/3	1	33	鉄及びその化合物	12 ※3	1
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	1	34	銅及びその化合物	1/3	1
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1/3 ※2	1	35	ナトリウム及びその化合物	1/3	1
11	フッ素及びその化合物	1/3	1	36	マンガン及びその化合物	1/3	1
12	ホウ素及びその化合物	1/3	1	37	塩化物イオン	12	1
13	四塩化炭素	1/3	1	38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	12 ※3	1
14	1, 4-ジオキサン	1/3	1	39	蒸発残留物	1 ※4	1
15	シス-1, 2-ジクロロエチン及びトランス-1, 2-ジクロロエチン	1/3	1	40	陰イオン界面活性剤	1/3	1
16	ジクロロメタン	1/3	1	41	ジェオスミン	－ ※5	－ ※5
17	テトラクロロエチレン	1/3	1	42	2-メチルイソボルネオール	－ ※5	－ ※5
18	トリクロロエチレン	4	1	43	非イオン界面活性剤	1 ※6	1
19	ベンゼン	1/3	1	44	フェノール類	1/3	1
20	塩素酸	4	－	45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12	1
21	クロロ酢酸	4	－	46	pH値	12	1
22	クロロホルム	4	－	47	味	12	1
23	ジクロロ酢酸	4	－	48	臭気	12	1
24	ジブロモクロロメタン	4	－	49	色度	12	1
25	臭素酸	4	－	50	濁度	12	1

検査回数の 1/3 = 3年に1回検査 12 = 毎月検査

4 = 3箇月に1回検査 1 = 1年に1回検査

※1 1/3の項目は、平成24年度に検査を実施します。（前回実施 平成21年度）

※2 升方地区で1年に1回以上検査を実施します。

※3 富山県水道水質管理計画 第3-1-(2)に基づき、1箇月に1回以上検査を実施します。

※4 升方・長引野地区では3箇月に1回以上、鉢・島尻・平沢地区では3年に1回以上検査を実施します。（前回の検査は平成21年度実施したため、平成24年度実施予定）

※5 河川や湖沼を水源とする場合であるため、検査を省略します。

※6 水質基準値が0.02mg/ℓ以下であるのに対し、測定できる最小値が0.004mg/ℓ未満なため全地点において水質基準値の1/5以下とし、1年に1回以上検査を実施します。

(3) 水質管理目標設定項目

No.	項目名	年間検査回数		No.	項目名	年間検査回数	
		浄水	原水			浄水	原水
1	アンチモン及びその化合物	-	1/2	16	残留塩素	-	※4
2	ウラン及びその化合物	-	1/2	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	※4
3	ニッケル及びその化合物	-	1/2	18	マンガン及びその化合物	-	※4
4	亜硝酸態窒素	-	1/2	19	遊離炭酸	-	※5
5	1, 2-ジクロロエタン	-	1/2	20	1, 1, 1-トリクロロエタン	-	1/2
6	欠番 (トランス-1, 2-ジクロロエチレン→基準項目へ)	-	1/2	21	メチル-tert-ブチルエーテル	-	1/2
7	欠番 (1, 1, 2-トリクロロエタン→削除)	-	1/2	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	-	※4
8	トルエン	-	1/2	23	臭気強度 (TON)	-	※4
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	-	1/2	24	蒸発残留物	-	※4
10	亜塩素酸	-	※2	25	濁度	-	※4
11	欠番 (塩素酸→基準項目へ)	-	※3	26	pH値	-	※4
12	二酸化塩素	-	※2	27	腐食性(ランゲリア指数)	-	※5
13	ジクロロアセトニトリル	-	1/2	28	従属栄養細菌	-	1/2
14	抱水クロラール	-	1/2	29	1, 1-ジクロロエチレン	-	1/2
15	農薬類	-	1/2	30	アルミニウム及びその化合物	-	1/2

検査回数の 1/2 = 2年に1回検査 4 = 3箇月に1回検査

※1 1/2の項目は、平成24年度に実施します。

※2 No.10・12については消毒に二酸化塩素を使用していないため、検査を省略します。

※3 No.6・7・11の項目は欠番です。

※4 No.16～18・22～26については富山県水道水質管理計画 第3-1-(1)に基づき、検査を省略します。

※5 No.19・27については採水後に速やかな測定ができないため、検査を省略します。

(4) 要検討項目

No.	項目名	年間検査回数		No.	項目名	年間検査回数	
		浄水	原水			浄水	原水
1	銀	-	1/2	22	1, 2-ブタジエン	-	※7
2	バリウム	-	1/2	23	1, 3-ブタジエン	-	※7
3	ビスマス	-	1/2	24	フタル酸ジ(n-ブチル)	-	1/2
4	モリブデン	-	1/2	25	フタル酸ブチルベンジル	-	1/2
5	アクリルアミド	-	※7	26	マイクロキスチン-LR	-	※7
6	アクリル酸	-	※7	27	有機すず化合物	-	※7
7	17-β-エストラジオール	-	※7	28	プロモクロロ酢酸	-	1/2
8	エチニル-エストラジオール	-	※7	29	プロモジクロロ酢酸	-	1/2
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	-	1/2	30	ジプロモクロロ酢酸	-	1/2
10	エピクロロヒドリン	-	1/2	31	プロモ酢酸	-	1/2
11	塩化ビニル	-	1/2	32	ジプロモ酢酸	-	1/2
12	酢酸ビニル	-	1/2	33	トリプロモ酢酸	-	1/2
13	2, 4-トルエンジアミン	-	※7	34	トリクロロアセトニトリル	-	1/2
14	2, 6-トルエンジアミン	-	※7	35	プロモクロロアセトニトリル	-	1/2
15	N, N-ジメチルアニリン	-	1/2	36	ジプロモアセトニトリル	-	1/2
16	スチレン	-	1/2	37	アセトアルデヒド	-	1/2
17	ダイオキシン類	-	※7	38	MX	-	※7
18	トリエチレンテトラミン	-	※7	39	クロロピクリン	-	1/2
19	ノニルフェノール	-	※7	40	キシレン	-	1/2
20	ビスフェノールA	-	※7	41	過塩素酸	-	1/2
21	ヒドラジン	-	※7				

検査回数の 1/2 = 2年に1回検査 4 = 3箇月に1回検査

※6 1/2の項目は、平成24年度に検査を実施します。

※7 No.5～8・13・14・17～23・26・27・38については測定精度が確保できないため検査を省略します。

(5) クリプトスポリジウム指標菌検査

No.	項目名	年間検査回数		No.	項目名	年間検査回数	
		浄水	原水			浄水	原水
1	大腸菌	-	4	2	嫌気性芽胞菌	-	4

検査回数の 1/2 = 2年に1回検査 4 = 3箇月に1回検査

※7 No.1・2については、上水道・各簡易水道の全ての水源において検査を実施します。

6. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行うための要件

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、定期の水質検査に準じて、臨時の水質検査を行います。

- ① 水道の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認めるとき。

(2) 臨時の水質検査を行う項目についての考え方

状況に応じて必要な検査を行います。また、異常が認められる項目や異常の恐れのある項目のほか、関連する項目の検査を行います。

(3) 臨時の水質検査の為のサンプリングとその評価

水質検査の採水場所は、供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。また、異常の恐れがある場合は、安全が確認できるまで継続して検査を行います。

7. 水質検査の方法

水道法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託します。（なお、検査機関は平成23年4月に速やかに入札を行い決定します。）検査の方法は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行います。

8. 水質検査計画の実施に配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

- ① 水質検査結果については、検査の都度、水質基準（または目標設定値等）の5分の1、または10分の1を超過がないか確認します。
- ② 基準値を超過する場合においては、ただちに原因を究明します。また、検査結果が、基準値や目標値を超過しない場合でも、従来の傾向と異なるときは再検査や原因の調査を行います。
- ③ そのほか、検査結果と水源の状況、採水場所の状況を照らし合わせて安全性を評価します。

(2) 関係者との連携に関する事項など

水質汚染事故などが発生した場合には、富山県新川厚生センターに通報した上で、連携して迅速に対応を講じます。

(3) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査結果の内容については、事業年度の最終月である3月に見直しを行います。以下の場合には必要に応じ、内容を見直します。

① 緊急に見直す場合

- ・水質検査で異常な値が検出された場合には再検査や原因の調査をおこないますが、水の異常が長期にわたると予想されるとき。
- ・水源等において、水道水に影響すると思われる状況が発生したと考えられるとき。
- ・法令や省令等の改正が行われたとき。

② 長期の検査結果から見直す場合

長期間にわたる水質検査結果から、水質が悪化していることが確認でき、検査の頻度を増やす必要があると考えられるとき。

③ その他

水道水の安全性や利便性に影響を与えると思われる状況等が新たに発生したと考えられるとき。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果については、魚津市上下水道局水道課に備え付け、市民の方が閲覧できるようにします。また水道課ホームページでも公開します。

魚津市 上下水道局 水道課

電話 0765 (23) 1013 業務係 (水道料金などのお問い合わせ)

0765 (23) 1014 工務係 (工事・水質のお問い合わせ)

FAX 0765 (22) 1942

Eメールアドレス suido@city.uzoju.lg.jp

水道課HPアドレス <http://www.city.uzoju.toyama.jp/hp/svSecHP.aspx?seccd=A040100>

魚津市役所HP <http://www.city.uzoju.toyama.jp/> から



窓口案内(各課一覧) ⇒水道課⇒水道課⇒水道課トップページからも閲覧できます。